

株式会社 雅「(仮称)熱海南太陽光発電事業 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和2年11月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、「(仮称)熱海南太陽光発電事業 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社 雅に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同社は、同条第2項の規定に基づき、福島県知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧(1月間)し、周知することとなる。

<これまでの環境影響評価に係る手続>

環境影響評価準備書受理 (意見の概要等及び福島県知事意見も含む[注])	令和2年 4月 1日
環境大臣意見受理	令和2年 6月15日
経済産業大臣勧告発出	令和2年 8月25日

(注) 本事業の環境影響評価に係る手続は、環境影響評価法行令の一部を改正する政令(令和元年政令第53号)の施行に伴う経過措置により、法の手続に移行するにあたって電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の11に基づく準備書の届出の際に、事業者が当該届出前に実施した環境影響評価に係る書類(意見の概要等及び福島県知事意見)を併せて提出している。

環境影響評価書受理	令和2年10月30日
経済産業大臣確定通知発出	令和2年11月18日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、小島
電話：03-3501-1742(直通)